

輸入種苗検疫要綱(昭和 53 年 9 月 30 日付け 53 農蚕第 6963 号農蚕園芸局長通達)の一部改正
新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						現 行					
別表 2 (第 8 関係) 2 次検査の方法						別表 2 (第 8 関係) 2 次検査の方法					
種苗の種 類	植物の種類	検査の 種類	検査の 数量	対象検 疫有害 動植物 等	検査 の方 法	種苗の種 類	植物の種類	検査の 種類	検査の 数量	対象検 疫有害 動植物 等	検査 の方 法
草花、野 菜、樹木、 牧草、特 用作物等 の種子	(1)～ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	草花、野 菜、樹木、 牧草、特 用作物等 の種子	(1)～ (22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(削る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)	(削 る)		(23)にんじん <u>(輸出国において、 遺伝子診断法検査 若しくは 50℃20 分 の温湯浸漬若しく は 50℃72 時間の乾 熱処理が行われ、当 該病菌が付着して いない旨の記載が 検査証明書にある 場合又は輸入者若 しくは管理者から</u>	<u>遺伝子 診断法 検査</u>	<u>10,000 粒</u>	<u>Candid atus Liberi bacter solana cearum</u>	<u>遺 伝 子 診 断 法 検 査 を 実 施 す る こ と。</u>

							<u>要望があり、第8の2の1次検査の後、輸入者、管理者若しくは植物防疫官により 50℃20 分の温湯浸漬若しくは 50℃72 時間の乾熱処理が行われる場合を除く。）</u>				
	(23) おおうしのけぐさ、おにうしのけぐさ、なぎなたがや、どくむぎ属	(略)	(略)	(略)	(略)		(24) おおうしのけぐさ、おにうしのけぐさ、なぎなたがや、どくむぎ属	(略)	(略)	(略)	(略)
	(24) 上記(2)から(23)以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)		(25) 上記(2)から(24)以外の種子	(略)	(略)	(略)	(略)
	(25) からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	(略)	(略)	(略)	(略)		(26) からまつ、しらびそ、すぎ、つげ、ひのき、ばら属及びまめ科の牧草種子	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) (1) ～ (3) (略)						(注) (1) ～ (3) (略)					
別表 3 (第 12 関係)						別表 3 (第 12 関係)					
5 温湯浸漬による消毒方法の基準						5 温湯浸漬による消毒方法の基準					

検疫有害動植物の種類	温度	時間	摘要	検疫有害動植物の種類	温度	時間	摘要
球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	(略)	(略)	(略)	球根類に付着するハナアブ及びアザミウマ	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	<u>にんじん種子に付着する</u> <u><i>Candidatus</i></u> <u><i>Liberibacter</i></u> <u><i>solanacearum</i></u>	50℃	20分	(1) <u>温湯の温度を厳密に保つこと。</u> (2) <u>処理後乾燥すること。</u> (3) <u>消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年2月6日付け45農政第2628号農政局長通達。以下「取締り要領」という。）に準じて取り扱う。</u>
(削る)				(注) <u><i>Candidatus</i> <i>Liberibacter</i> <i>solanacearum</i> において、輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。</u>			
(削る)				6 <u>乾熱処理による消毒方法の基準</u>			
				検疫有害植物の種類	温度	時間	摘要

				<u>にんじん種子に付着する <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i></u>	50℃	72 時間	<u>(1) 温度を厳密に保つこと。</u> <u>(2) 消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、取締り要領に準じて取り扱う。</u>
				<u>(注) <i>Candidatus Liberibacter solanacearum</i> において、輸入者又は管理者から消毒を植物防疫所以外の場所で実施したい旨の申出がある場合は、消毒場所への輸送方法、消毒する場所の明細、消毒に使用する機器の能力等を明確にさせ、検疫有害動植物の分散防止等監督及び取締り上適当であるときは、これを認めることができる。</u>			
<u>6 薬剤浸漬による消毒方法の基準</u> (略)				<u>7 薬剤浸漬による消毒方法の基準</u> (略)			
<u>7 薬剤粉衣による消毒方法の基準</u>				<u>8 薬剤粉衣による消毒方法の基準</u>			
検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬剤又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要	検疫有害植物の種類	薬剤名及び薬剤又は濃度	処理方法及び処理時間	摘要
種子の外部に付着する検疫有害植物	(略)	(略)	農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和 46 年 2 月</u>	種子の外部に付着する検疫有害植物	(略)	(略)	農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）により登録されたものに限る。消毒をする場所に陸路輸送を行う場合は、 <u>取締り要領に準じて取り扱う。</u>

			<u>6 日付け 45 農政第 2628 号 農政局長通達</u> に準じて取 り扱う。				
(注)	(略)			(注)	(略)		